



第1章

思いやりと希望にみちたまちづくり

～健康・福祉の充実～

施策の体系

第1章

思いやりと希望にみちたまちづくり ～ 健康・福祉の充実 ～

第1節 地域とともに作る福祉のまちづくり

- (1) 地域福祉活動が盛んなまちにします。
 - ① 市民と協働し地域福祉を推進します。
 - ② 福祉に関する知識・情報を提供します。
 - ③ 福祉活動の拠点を活用します。
 - ④ 社会的弱者を援護します。
 - ⑤ 福祉サービスの向上を図ります。
- (2) 地域の福祉文化が育つまちにします。
 - ① 地域福祉に係るボランティア活動を支援します。
 - ② 地域福祉活動の推進団体等を支援します。
- (3) すべての人にやさしい生活空間が整備されたまちにします。
 - ① 公共施設のバリアフリー化を推進します。
 - ② 市民のバリアフリー化の推進活動を支援します。
 - ③ 交通のバリアフリー化を推進します。

第2節 市民が主役の健やかまちづくり

- (1) 市民自らが健康づくりを行うまちにします。
 - ① 『健康さくら21』に基づいた普及啓発・推進行動を実施します。
 - ② 『健康さくら21』の適正な進行管理と評価を行います。
 - ③ 健診や予防接種等の保健サービスについて見直しを行います。
- (2) 健やかな親子づくりに取り組むまちにします。
 - ① 妊娠・出産・育児の各時期にわたる親子の健康づくりを支援します。
 - ② 予防接種率向上に努めます。
 - ③ 感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

第3節 手をつなぎ、みんなで子どもを育てるまちづくり

- (1) 安心して子どもを生み育て、子育てが楽しいまちにします。
 - ① 子育て支援の充実を図ります。
 - ② 保育サービスの充実を図ります。
 - ③ 子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。
 - ④ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります。
- (2) 子どもが安全に過ごせる楽しいまちにします。
 - ① 子どもが楽しく過ごせる環境の整備を図ります。
 - ② 子どもが生き生きと楽しく遊べる機会の充実を図ります。
- (3) 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします。
 - ① 地域における子育て支援体制を整備します。

第4節 高齢者の住みやすいまちづくり

- (1) 高齢者が安心して暮らせるまちにします。
 - ① 総合的な高齢化対策を推進します。
 - ② 在宅介護の支援を推進します。
 - ③ 在宅福祉サービスの充実努めます。
 - ④ 民間福祉施設の整備を支援します。
- (2) 高齢者が生きがいを感じられるまちにします。
 - ① 高齢者の生涯学習活動を推進します。
 - ② 高齢者の就労機会の確保に努めます。
 - ③ 高齢者の地域活動への参加を促進させます。
 - ④ 高齢者のふれあい・交流の機会を提供します。

第5節 障害をもつ人が安心して暮らせるまちづくり

- (1) 障害をもつ人が社会参加できるまちにします。
 - ① 障害に対する正しい理解と意識の向上を図ります。
 - ② 障害をもつ人が参加できる文化・芸術・スポーツ活動を支援します。
 - ③ 障害をもつ人が社会参加するための知識・情報を提供します。
- (2) 障害をもつ人の日常生活の自立を支援するまちにします。
 - ① 在宅福祉サービスの充実に努めます。
 - ② 施設利用サービスの充実に努めます。
 - ③ 障害をもつ人の外出やコミュニケーションを支援します。
 - ④ 障害の早期療育支援に努めます。
 - ⑤ 障害に係る相談体制の充実に努めます。
 - ⑥ 障害に係る経済的負担の軽減に努めます。
 - ⑦ 障害をもつ人の就労支援に努めます。

第6節 互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

- (1) 地域の救急医療体制が充実したまちにします。
 - ① 関係機関との連携により地域医療体制の充実に努めます。
 - ② 市民ニーズに対応した救急医療体制を整備します。
- (2) 介護保険サービスの質の高いまちにします。
 - ① 適正な介護保険サービスを推進します。
 - ② 介護保険の情報提供の充実に努めます。
 - ③ 介護保険制度の安定運営に努めます。
 - ④ 介護予防を推進します。
- (3) 適正に国民健康保険・国民年金制度を運用するまちにします。
 - ① 国民健康保険制度の適正な運用に努めます。
 - ② 老人保健制度の適正な運用に努めます。
 - ③ 国民年金制度の適正な運用に努めます。
- (4) 生活困窮者の救済を行うまちにします。
 - ① 生活保護制度の適正な運用に努めます。
 - ② 生活保護の自立支援に関する相談・指導体制の充実に努めます。

第1節 地域とともにつくる福祉のまちづくり

現況と課題

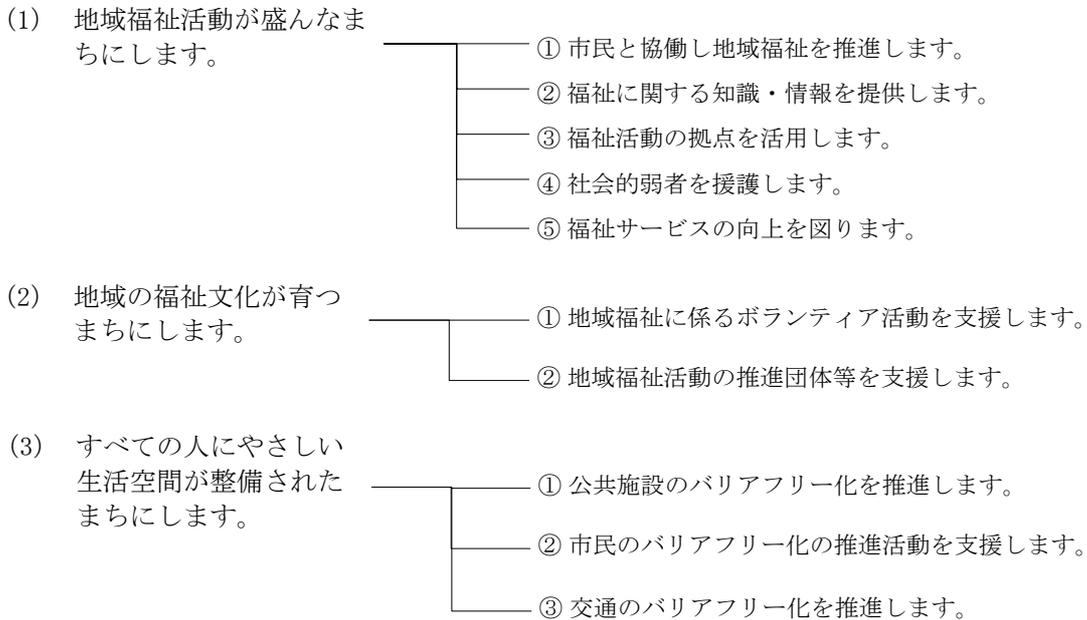
- ・少子高齢化、核家族化など家族形態の変化、規範意識の低下等により、家庭や地域の支えあいの力が弱くなってきており、子育て家庭の孤立化、児童への虐待など子育てに係わる諸問題、配偶者等からの暴力、在宅介護によるストレス、独居老人の暮らしなどの高齢者に関する諸問題など、様々な福祉問題が顕在化してきています。また、高齢者、障害者を含むすべての人が安全で快適な社会生活が送れるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進していくことが重要となっています。
- ・国や県からの福祉施策の権限委譲が進み、地域住民に一番身近な市町村で、計画的に保健福祉サービスを提供するようになってきています。
- ・近年、ボランティア活動やNPO法人による子育て支援やひとり暮らし高齢者の生活支援などが活発になってきています。

基本方針

- ・地域の中で支えを必要としている人たちが、安心して、自立した生活を送ることができるようにすることを目的とし、地域住民が相互扶助の精神により助け合い・支え合いの福祉の推進をめざして、よりよい地域福祉の実現に取り組んでいきます。社会福祉法で位置づけられている地域福祉計画を策定し、計画の進捗を適切に管理していきます。
 - ・市民が自発的に地域福祉活動に参加する仕組みづくりを整備していきます。また、それらに携わる団体等との連携を強化するとともに、地域福祉活動を支援します。
 - ・地域福祉活動を活性化するため、福祉に係るボランティア団体や社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターを支援します。
 - ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。通称「交通バリアフリー法」という。）に基づき、公共交通機関及びその周辺地区のバリアフリー化を推進します。
- また、「佐倉市福祉のまちづくり計画」に基づき、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進します。



施策の体系



施策の説明

(1) 地域福祉活動が盛んなまちにします。

①市民と協働し地域福祉を推進します。

少子高齢化の進展に伴い、年々福祉に対する住民のニーズは、複雑化、多様化してきており、いかにきめ細やかな福祉サービスの提供を行っていけるかということが課題となっています。このことから、地域住民の意見を反映した「地域福祉計画」(※1)を策定して、地域住民と一体となった地域福祉を総合的・計画的に推進します。

主な実現方策

- 「地域福祉計画」を策定し、地域福祉を総合的・計画的に推進します。

②福祉に関する知識・情報を提供します。

地域住民と一体となった地域福祉を推進するために、福祉に関する知識や情報の提供など地域福祉の普及・啓発活動に努めます。また、福祉に関する地域活動を支援します。

主な実現方策

- 地域福祉に関する知識や情報を提供して、意識の高揚を図ります。



「地域参加型機能訓練」実施風景

(※1)地域福祉計画 … 地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。

③福祉活動の拠点を活用します。

地域住民、ボランティア団体などの市民活動組織と行政、社会福祉協議会などが連携して地域福祉活動を展開していくために、社会福祉センター、西部地域福祉センター、南部地域福祉センターを福祉活動の拠点として活用します。

主な実現方策

- 地域福祉センターを地域福祉の活動拠点として提供します。
- 社会福祉センターの運営を支援します。

④社会的弱者を援護します。

福祉という枠でくれない社会的弱者と、その支援を行っている団体等を支援するため、保護司活動の支援や更生保護女性会の活動支援、戦没者遺族に対する支援、また、身元不明の病人等についての支援を行います。

主な実現方策

- 犯罪予防活動を行うとともに更生保護団体の更生保護活動を支援します。
- 身元不明の病人等についての支援を行います。

⑤福祉サービスの向上を図ります。

行政や福祉施設等が提供する福祉サービスについて、サービス評価制度の導入や苦情解決制度の運用などを行い、福祉サービスの資質向上を図ります。

主な実現方策

- サービス評価制度の導入、苦情解決制度の運用を行います。

(2) 地域の福祉文化が育つまちにします。

①地域福祉に係るボランティア活動を支援します。

地域ぐるみの福祉活動を展開していくために、市内で活動している福祉ボランティア団体や、ボランティアのコーディネイト役である社会福祉協議会を支援します。

主な実現方策

- 社会福祉協議会を支援します。
- 日本赤十字社の事業を推進します。

②地域福祉活動の推進団体等を支援します。

地域ごとに個性ある福祉文化が育つまちの実現をめざし、自治会・町内会や地域福祉活動の推進団体との連携を強化して、地域福祉の組織づくりと地域福祉活動を支援します。

主な実現方策

- 地域福祉活動を推進している団体の活動を支援します。



西部保健福祉センター … 西部保健福祉センターは、1階「西部保健センター」と2階「西部地域福祉センター」からなる複合施設です。西部保健センターは、各種検診、健康相談、予防接種、糖尿病教室などの各種講座のほか、食生活改善推進員活動などの保健活動を行っています。西部地域福祉センターは地域住民のみなさんによる福祉活動を推進するための地域拠点として、また高齢者の方々の交流施設として利用することができる施設です。

(3) すべての人にやさしい生活空間が整備されたまちにします。

①公共施設のバリアフリー化を推進します。

「佐倉市福祉のまちづくり計画」に基づき、高齢者や障害者をはじめ、市民のみなさんが日常生活において安心して暮らすことができる生活環境の実現に向けて、道路や公共建築物、公園などのバリアフリー化を推進します。

主な実現方策

- 道路や公共建築物、公園など、公共施設のバリアフリー化を推進します。

②市民のバリアフリー化の推進活動を支援します。

地域住民や民間事業者の理解と協力を得ながら、個人の住宅や民間施設においても福祉的な配慮がなされるよう、啓発活動や費用助成など、推進活動を支援します。

主な実現方策

- 地域住民や民間事業者が行うバリアフリー化への活動を支援します。

③交通のバリアフリー化を推進します。

市民のだれもが地域社会で安心して安全に生活でき、積極的に社会参加ができるよう、移動手段の確保と充実を図るとともに、公共交通機関が高齢者や障害者などにとっても利用しやすい交通手段となるよう、鉄道駅等のバリアフリー化の促進について関係機関に要請・支援します。

主な実現方策

- 鉄道駅等のバリアフリー化について、関係機関に要請と支援を行います。

駅のバリアフリー化整備を進めています

(写真:平成14年撮影)



京成臼井駅北口エレベーター設置



JR佐倉駅北口エスカレーター、エレベーター設置

第2節 市民が主役の健やかまちづくり

現況と課題

・近年の生活様式の変化等により、人生を楽しみ充実させることへの意識が高まっており、その前提となる健康への関心もかつてないほど増大してきています。

また、生活環境が豊かになるにつれて平均寿命が伸びており、生活習慣病（がん、糖尿病、心疾患、脳血管疾患、肝臓病、高血圧など）が増加してきています。生活習慣病の発症には日々の食事の量や内容、運動や休養の取り方、飲酒・喫煙の程度などの日常生活における習慣の積み重ねが大きく関与していることがわかってきており、生活習慣病と呼ばれるようになりました。生活習慣は個人の意識と行動によって改善できるものであり、その予防や発症を遅らせることへの対策が重要視されています。

・都市化や核家族化などの進展によって、少子化、子育ての孤立化や育児不安、子どもへの虐待、子どもの心の病気などの問題がますます深刻になっています。このようなことから、母子の心とからだを守る健診、相談・指導体制をより一層充実し、妊娠や出産、子育てへの不安を軽減していくことが求められています。また、妊娠、出産、子育てなどについて学習する機会を提供するとともに、子育てに関する知識の普及を図ることが必要となっています。

基本方針

・「健康さくら21」（平成16年3月策定）に基づき、市民自らが健康づくりに取り組むよう、健康づくりの普及啓発や推進行動を実施することにより、生活習慣病を中心とする疾病の予防と健康増進を進めていきます。

・妊娠、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診や新生児訪問の実施、各種相談・指導体制の整備など保健指導の充実に努めます。また、妊娠期から、育児期の情報と出産準備や子どもの事故防止など必要な知識を習得する機会を提供します。

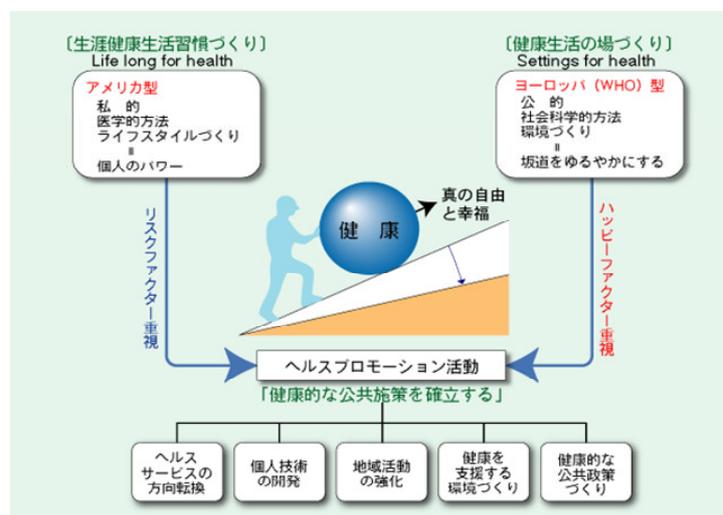
・予防接種により子ども達の疾病の発生や蔓延を予防します。

・感染症予防に関する事業に取り組みます。



「健康さくら21」ロゴマーク

『ヘルスプロモーション』概念図



施策の体系



施策の説明

(1) 市民自らが健康づくりを行うまちにします。

① 『健康さくら21』に基づいた普及啓発・推進行動を実施します。

平成16年3月に策定した『健康さくら21』は、国の策定した「健康日本21」と「健やか親子21」を含めた一体的な計画で、今までの健康施策で主流であった「早期発見・早期治療」という二次予防の考え方から、「病気になるないように、危険因子を予防・改善する」という一次予防の考え方へシフトした内容のものとなっています。

また、「自分の健康は自らづくり・守る」という市民一人ひとりの行動と、「健康づくりに取り組みやすいように環境を整えたり、それを妨げる要因を取り除く」という行政や地域など個人を取り巻く周辺環境の整備を複合した活動『ヘルスプロモーション』の実現をめざしています。

この『健康さくら21』の考えに基づき、各種健康づくりに関する事業を実施します。

主な実現方策

- 健やかまちづくりの実現をめざし、地域課題の把握、健康づくり啓発、学習機会の提供など、地域とともに健康づくりに取り組みます。
- 『健康さくら21』に基づく、一次予防推進に重点を置いた、各種成人保健事業を実施します。

② 『健康さくら21』の適正な進行管理と評価を行います。

健康づくりのための計画「健康さくら21」は具体的数値目標を特徴とする計画です。計画の推進にあたっては、計画・実行・点検評価・行動といったPDCA(プラン・ドゥ・チェック・アクション)によるマネジメント・サイクルの考え方に基づき、適正な進行管理と評価を行います。

主な実現方策

- 健やかまちづくり推進委員会を中心とした、「健康さくら21」の進行管理と評価を実施します。



「健康体操」実施風景

③健診や予防接種等の保健サービスについて見直しを行います。

財政状況が厳しい中であって、高齢者人口の増加等により保健サービスに関するさまざまな要望など行政需要は拡大する一方となってきました。

このような状況にあっては、健診事業や予防接種等の保健サービスについても、適正な見直しを行っていく必要があります。

市民意識調査等を踏まえ、適正な保健サービスの確保に努めます。

主な実現方策

- 予防機会を確保すると同時に、各種健診事業や予防接種事業等の保健サービスについて、見直しを行います。

(2) 健やかな親子づくりに取り組むまちにします。

①妊娠・出産・育児の各時期にわたる親子の健康づくりを支援します。

妊娠・出産に関する正しい知識の提供を行うとともに、出産後の育児についても、精神的な不安がない状態で前向きに取り組めるよう、母子保健に関する健診、教育、相談、訪問指導等の各事業を行います。

主な実現方策

- 母子保健に関する相談、教育、健診、訪問等の各事業を行います。

②予防接種率向上に努めます。

麻疹等感染症による乳幼児の死亡や、子どもたちの先天性風しん症候群等の発生を防ぐために、市内で行っている各種予防接種（ポリオ、三種混合、二種混合、麻疹、風しん、BCGなど）の予防接種率の向上に努めます。

主な実現方策

- 乳幼児の病気発生を予防するため、各種予防接種の接種率向上に努めます。
- 結核を予防するため、BCGの接種率向上に努めます。

③感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

市民の感染症に対する認識を高めるための、正しい知識の普及・啓発活動を推進するなど、感染症予防の事業に取り組みます。

感染症が発生した場合には、迅速な情報収集、対応指示、関係機関との連絡調整が行える体制を整備します。

主な実現方策

- 感染症予防に対する正しい知識の提供、伝達等普及啓発に努めます。



助産師の訪問を受けるお母さんと新生児



健康さくら21まつり

第3節 手をつなぎ、みんなで子どもを育てるまちづくり

現況と課題

- ・少子化の進行や女性の就業率が上昇している中、子育てと就労の両立を背景に、保育に対するニーズが多様化しており、子育ての環境整備をなお一層進める必要があります。特に、保育園において、子どもの健全な成長を図るため、より多様できめ細やかな保育サービスの充実が求められています。
- ・少子化による子ども同士の交流機会の減少や地域における子育ての連帯感の希薄化、児童虐待など、子どもの健やかな育ちへの影響が懸念されている状況にあります。育児に関する悩み事や知りたいことを気軽に相談できる体制づくりや、地域における育児支援環境の整備・充実が求められています。

基本方針

- ・子育て支援や多様な保育サービスの提供など、保育園を利用する保護者のニーズは高まっています。このため、子育てをしている人が安心して働くことができるよう、ニーズに応じた利用しやすい保育サービスの充実を図ります。
- ・子どもが健全に育つためには、家庭だけでなく地域の力も必要であるという認識のもと、地域における子育て支援の環境を整備し、子どもの育ちを地域社会全体で支える体制を整備していきます。また、保護者の育児不安を解消するため、相談体制の整備を図るなど子育て支援の充実を図ります。



保育園の園庭解放



児童センター内の風景

施策の体系

- (1) 安心して子どもを生み育て、子育てが楽しいまちにします。
- ① 子育て支援の充実を図ります。
 - ② 保育サービスの充実を図ります。
 - ③ 子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。
 - ④ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります。
- (2) 子どもが安全に過ごせる楽しいまちにします。
- ① 子どもが楽しく過ごせる環境の整備を図ります。
 - ② 子どもが生き生きと楽しく遊べる機会の充実を図ります。
- (3) 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします。
- ① 地域における子育て支援体制を整備します。

施策の説明

(1) 安心して子どもを生み育て、子育てが楽しいまちにします。

① 子育て支援の充実を図ります。

核家族化、地域社会の交流の希薄化等にともない、子育てに関して誰にも相談できない保護者が増えています。

子育て支援センター事業や家庭児童相談事業などを推進し、育児不安を抱える保護者の相談や、学習の場・親子交流の場の提供等、子育て支援の充実を図ります。

主な実現方策

- 市民と協働し、地域ぐるみによる子育て支援を推進します。
- 子育てに対する不安や悩みを解消するため、家庭児童相談等の相談機能を充実します。

② 保育サービスの充実を図ります。

女性の就業率は年々高まり、それとともに保育に対するニーズも、多様化、複雑化してきています。

これらに対応していくため、保育園や学童保育所などにおける保育サービスの内容を適宜見直し、より良い子育て環境の整備、充実を図ります。

主な実現方策

- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの内容を適宜見直し、サービスの充実を図ります。
- 児童の健全育成を図るため、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を確保するための支援をします。



子育て支援センター

③子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。

少子化の要因の一つとして、子育てにかかる経済的負担があげられています。平成15年度に市が行った「子育てに関する意識調査」においても、就学前児童の保護者の中で、市への施策要望の第一位となっています。

子育て家庭に対して経済的負担の軽減を図るため、適切な支援をしていきます。

主な実現方策

- 乳幼児の保険医療費を支援します。
- 児童育成援助のため、児童手当の支給を行います。

④ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります。

近年、離婚率の上昇にともない、ひとり親世帯が増加してきています。その保護者の多くは、生活・就労・養育などの問題を抱えています。このことから、ひとり親世帯で養育されている子どもの成長を支援するため、その実態把握に努めるとともに、必要な相談・援助体制の充実を図ります。

主な実現方策

- 母子及び寡婦家庭の生活向上と福祉の増進を図るため、母子寡婦福祉会の運営を支援します。
- ひとり親家庭の人権を尊重し自立の促進を図るための計画を策定し、自立支援の充実を図ります。

(2) 子どもが安全に過ごせる楽しいまちにします。

①子どもが楽しく過ごせる環境の整備を図ります。

子どもたちが、毎日楽しく過ごすことのできる環境や、ゆとりをもって子育てできる環境の実現に向けて、子どもの遊び場や、保育園、学童保育所、児童センター等の施設維持管理・改修事業など、環境の整備を図ります。

主な実現方策

- 施設の安全管理に努め、子どもが楽しく過ごせるよう環境の整備を図ります。
- 子どもの安全確保のため、老朽化した施設の改修等を行い、施設設備の充実を図ります。

②子どもが生き生きと楽しく遊べる機会の充実を図ります。

子どもたちは、遊びを通して、体力の増進を図ったり、社会性や協調性等を学んだりしています。親子そろってのレクリエーションや、地域の人達との交流を促進し、子どもの健全育成を図ります。また、子どもが生き生きと楽しく過ごすことのできる、遊びの機会を確保します。

主な実現方策

- 子どもの健全育成を図るため、親子そろってのレクリエーションや地域の人達との交流を推進します。

(3) 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします。

①地域における子育て支援体制を整備します。

少子化や核家族化が進むにつれて、子どもを地域ぐるみで育むという、地域での子育て機能や意識が希薄になっています。児童虐待の早期発見や防止、子どもの健全育成等をするためには、地域ぐるみで子育て支援をすることが求められています。

地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域における子育て環境を整備するため、地域が主体となった子育て活動に対して、適切な支援を行います。

主な実現方策

- 次世代育成支援行動計画に基づき、地域住民とともに子育て支援を推進します。
- 児童虐待の防止・対応・支援等を行うため、地域や関係機関との連携を強化します。また、児童虐待防止の啓発活動を推進します。

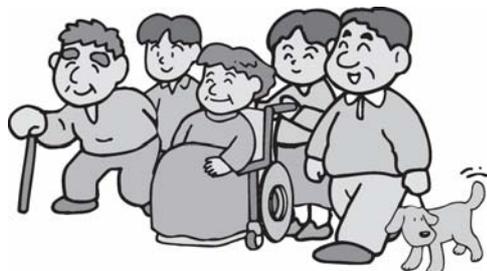
第4節 高齢者の住みやすいまちづくり

現況と課題

- ・高齢者が介護状態になっても住み慣れた家庭や地域で生活を続けていくためには、不安を解消することができる充実した介護福祉サービスが必要です。介護を受ける人が、介護保険サービスを総合的に活用し、在宅で安心して暮らしていくためのさまざまな公的支援体制の充実が求められています。
- ・高齢者が生きがいのある充実した日々を過ごすためには、高齢者が、身近な地域の中で生活の幅を広げ、他の世代とふれ合いながら社会参加できる環境が必要です。このためには、文化活動などの生涯学習活動、ボランティアや高齢者クラブ等での活動、就労などを通じた社会参加の促進が重要な課題となっています。

基本方針

- ・高齢者の多くは、たとえ介護を要する状態となっても、住み慣れた家庭や地域で生活を続けていくことを願っています。このことから、介護保険サービスの充実を図るとともに、「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、高齢者に対する施策の総合的な展開を図ります。
- ・高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、意欲と能力がある限り年齢に係わりなく就業、ボランティア活動その他の社会的活動への参加や、高齢者同士がふれあう機会等を支援します。
- ・高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるための体制の整備について研究します。

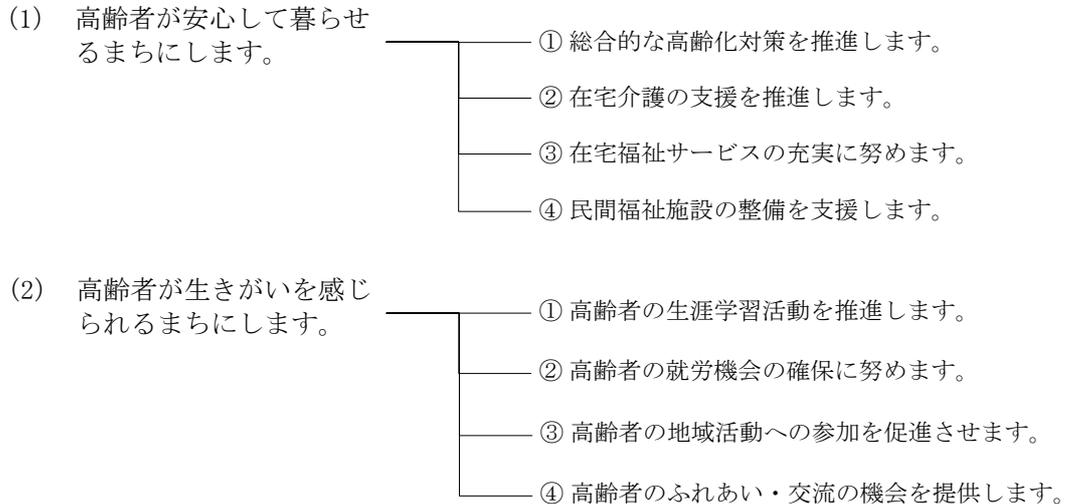


世帯構成の推移（資料：国勢調査）

		昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)
実世帯数	総世帯数	28,134	34,338	43,867	52,254	57,805
	65歳以上の高齢者がいる世帯	5,198	6,729	9,188	11,864	15,318
	高齢者単身世帯	312	457	997	1,489	2,249
	高齢者夫婦世帯	※	1,574	1,723	2,450	3,838
1世帯当たり人員(人/世帯)		3.57	3.53	3.30	3.11	2.96
構成%	総世帯数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳以上の高齢者がいる世帯	18.5	19.6	20.9	22.7	26.5
	高齢者単身世帯	6	1.3	2.3	2.8	3.9
	高齢者夫婦世帯	※	4.6	3.9	4.7	6.6
1世帯当たり人員増加指数		100.0	98.9	92.4	87.1	82.9

※印箇所は資料なし

施策の体系



施策の説明

(1) 高齢者が安心して暮らせるまちにします。

①総合的な高齢化対策を推進します。

高齢者の増加に伴い各種福祉サービスの需要が増加する状況にある中で、限られた財源で対応していくためには、運営経費の節減に努めながらも、受益と負担の適正化や民間活力の導入などの視点を取り入れる必要があります。

「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、みんなで支え合い、よろこびが生まれるまちづくりをめざし、総合的な高齢化対策を推進します。

主な実現方策

- 「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、総合的な高齢化対策を推進します。
- 高齢者福祉に関する情報の収集及び提供を行います。

②在宅介護の支援を推進します。

在宅介護福祉については、在宅介護を行っている家庭や居宅介護支援事業者に対して、情報の提供や相談及び指導等を行っています。

介護に関する総合的な相談がいつでも受けられるよう、関係機関と連携を密にして、介護者を支援します。

主な実現方策

- 地域における在宅介護を推進します。
- 高齢者の行方不明時に、居場所を早期に発見するための各種ネットワークシステムの活用及び連携を図ります。



「介護予防教室」実施風景

③在宅福祉サービスの充実に努めます。

高齢者が、住み慣れた家庭や地域でいつまでも充実した生活が送れるよう、自立生活支援を基本に各種在宅福祉サービスの提供に努めます。

主な実現方策

- 高齢者の生活を支援するため、介護保険サービス以外の在宅福祉サービスを提供します。
- 高齢者が健康で安全な在宅生活が送れるようにするため、必要な支援について検討します。

④民間福祉施設の整備を支援します。

公的福祉施設等について、「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、民間事業者による施設の整備推進を支援します。

主な実現方策

- 施設サービスの供給を確保するため、民間福祉施設が行う施設整備の支援や民間事業者の新規参入の支援を行います。

(2) 高齢者が生きがいを感じられるまちにします。

①高齢者の生涯学習活動を推進します。

高齢者が充実した生活を送るためには、生きがいを持つことが大切です。保健・福祉・医療の充実とともに生涯学習環境の充実を通じて、社会参加の機会を拡充し、生きがいづくりを支援します。

主な実現方策

- 高齢者の生涯学習活動の場を提供します。

②高齢者の就労機会の確保に努めます。

今後、団塊の世代が定年退職を迎えはじめます。そのためにも高齢者自らが生きがいを持って社会参加できる仕組みがますます必要となってきます。高齢者の社会参加の一環として、高齢者の経験や技術、能力を活かした就労機会の確保や多様な働き方ができるよう（社）佐倉市シルバー人材センターを支援します。また、就労や収入につながる技術の習得の場の提供に努めます。

主な実現方策

- 就業による生きがいづくりをめざすシルバー人材センターの事業を支援します。また、技術習得の場である高齢者福祉作業所の運営を推進します。

③高齢者の地域活動への参加を促進させます。

高齢者の社会参加や生きがいづくり支援を行っている地域団体、高齢者クラブ等の活動に対して適正な支援を行います。

主な実現方策

- 高齢者クラブの活動支援や敬老事業の推進を図ります。

④高齢者のふれあい・交流の機会を提供します。

高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、子どもたちへの文化伝承などの世代間交流、ボランティア活動をはじめとする地域を豊かにする各種活動など、高齢者のふれあい・交流の機会を提供します。

主な実現方策

- ふれあい、交流の活動拠点となる老人憩いの家の活用を図ります。

第5節 障害をもつ人が安心して暮らせるまちづくり

現況と課題

- ・少子高齢化の進展、家族形態や扶養意識の変化などを背景として、すべての人を対象とした生活支援の期待の高まりの中、わが国の福祉制度は、平成12年度の介護保険制度の導入、同15年度の障害者支援費制度の導入など、利用契約に基づくサービス利用方式へと大きな転換が行われています。これらの変化に伴い、地域福祉の視点が強調されており、社会福祉サービスの実施主体を市町村とする分権化が加速しています。
- ・これらの地域生活への移行の高まりを受けて、障害者の生活課題や生活ニーズを的確に把握し、障害者の活動の利便性を向上させていくためには、在宅福祉サービスを充実するとともに、街や施設のバリアフリー化の推進、相談体制の充実、充実したコミュニケーションや外出が可能となる支援なども求められています。

基本方針

- ・ノーマライゼーション(※1)の理念の下、障害の有無に関わらず、すべての市民がともに生きる福祉社会の創出が求められています。障害のある人々が自らの意思と判断に基づいて地域社会の中で主体的に生き、社会活動に参加し、一人ひとりの人権が尊重される地域社会の構築をめざし、社会のバリアフリー化を推進するとともに、障害特性を踏まえた施策を展開します。また、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン(※2)によるまちづくりについて研究します。

(※1) ノーマライゼーション…高齢者や障害者が、地域で障害のない者と同様の社会生活を営むことができ、かつ差別されない、人権を尊重する社会をつくるという基本的理念、及びそれに対する取り組みをノーマライゼーションと呼んでいます。この概念はデンマークのバンク・ミケルセンにより初めて提唱され、スウェーデンのベンクト・ニリエスにより世界中に広められました。

(※2) ユニバーサルデザイン…バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方です。

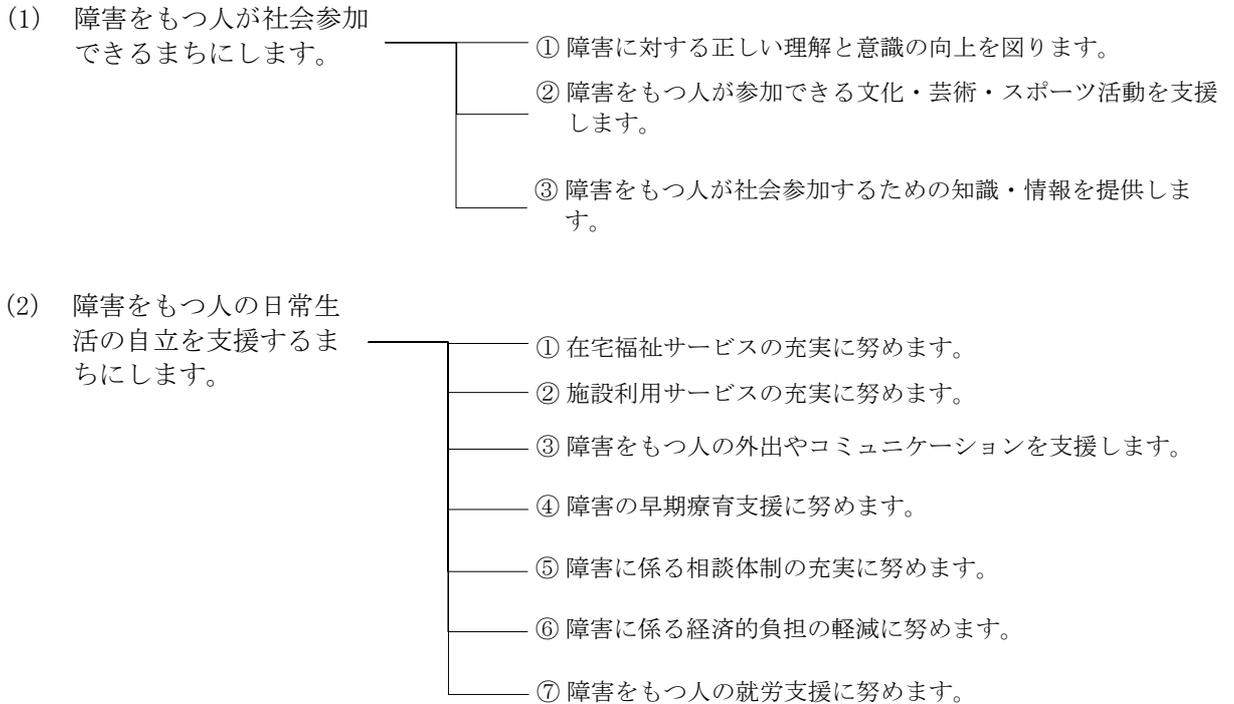


南部保健福祉センター

南部保健福祉センターは、より身近な保健・福祉サービスの充実を図るために建設され、保健センター、児童センター、地域福祉センター及び、さくらんぼ園のほか、高齢者の憩いの場としての老人福祉センターや、知的障害や身体障害などにより就労困難な在宅の方々を対象とした通所施設としての南部よもぎの園を含めた複合施設です。

この施設では、段差の解消や音声誘導装置などのバリアフリーを備え、また、雨水の再利用、太陽光発電設備や夜間電力利用などの環境に配慮した設備を備えた建物となっています。

施策の体系



施策の説明

(1) 障害をもつ人が社会参加できるまちにします。

①障害に対する正しい理解と意識の向上を図ります。

障害をもつ人も、もたない人も、同等の権利をもち、ともに活動できる社会の構築が求められています。「佐倉市障害者計画（自立支援さくらプラン）」に基づき、各種の事業を展開するとともに、障害に対する正しい理解と意識の向上を図ります。

主な実現方策

- 佐倉市障害者計画「自立支援さくらプラン」に基づき、障害者福祉の推進を図ります。

②障害をもつ人が参加できる文化・芸術・スポーツ活動を支援します。

障害をもつ人が、文化・芸術・スポーツ活動にふれ合えるよう、県などが主催する大会等を支援します。

また、障害者児と家族のふれ合いや研修の機会を確保します。

主な実現方策

- 千葉県障害者スポーツ大会への参加を促進します。また、文化・芸術活動やレクリエーション活動について支援します。



福祉カー（ゆうあいさくら号）

③障害をもつ人が社会参加するための知識・情報を提供します。

県や、国の地方機関と連携し、障害に関する情報の収集と集約化を行い、「障害者のしおり」や「声の広報」を充実します。

主な実現方策

- 障害に関する情報の収集と、各種方法による情報の提供を行います。

(2) 障害をもつ人の日常生活の自立を支援するまちにします。

①在宅福祉サービスの充実に努めます。

障害をもつ人が安心して生活ができるよう、各種在宅福祉サービスの充実に努めます。
また、これらのサービスを通して、障害をもつ人が自立した日常生活を送れるよう支援します。

主な実現方策

- 心身に障害をもつ人の自立を支援するため、各種の在宅福祉サービスの提供を行います。
- 在宅の精神障害をもつ人に対する支援を推進します。

②施設利用サービスの充実に努めます。

施設への入所、通所を希望する場合に、目的にあった施設を利用できるよう、福祉施設の充実に努めます。

また、施設利用者の自立を促進するため、各種施設を総合的に活用できるよう、施設のあり方について調査研究します。

主な実現方策

- 身近な場所で目的にあった施設を利用できるよう、施設利用サービスの提供を行います。
- 市内の各種障害者施設の育成及び基盤整備を支援します。

③障害をもつ人の外出やコミュニケーションを支援します。

外出機会の確保や必要なコミュニケーションが図れるよう、各種の支援を行います。

主な実現方策

- 障害をもつ人の自立と社会参加促進のため、手話通訳者等の設置や移動手段の確保など、各種社会参加支援事業の提供を行います。



心身障害者福祉作業所 よもぎの園 … 知的障害や心身障害などにより雇用されることが困難な在宅の方を対象に、作業施設や仕事を提供して、あわせて生活指導を行っている通所施設です。

④障害の早期療育支援に努めます。

早期療育については、市の施設である「さくらんぼ園」に専門職員を配置し、就学前の知的障害、身体障害をもつ乳幼児の指導育成に努めます。

主な実現方策

- さくらんぼ園などの児童デイサービス施設による、障害の早期療育体制を充実します。

⑤障害に係る相談体制の充実に努めます。

障害をもつ人の特性に応じた対応が図れるよう、各種の相談体制の整備・充実に努めます。

主な実現方策

- 障害をもつ人やその家族が、情報交換や専門的な相談をできるよう、相談体制づくりを推進します。

⑥障害に係る経済的負担の軽減に努めます。

障害をもつ人や介助する家族をささえていくために、経済的負担が軽減できるよう、各種給付等の事務を行います。

主な実現方策

- 各種の手当や年金、補装具・日常生活用具等の給付を行います。
- 重度の心身障害をもつ人に対して、医療費の助成を行います。

⑦障害をもつ人の就労支援に努めます。

障害をもつ人が職業を通じて社会参加が図れるよう、国、県とも連携をとりながら、職業訓練の場の提供と就労の確保に努めます。

主な実現方策

- 心身障害をもつ人の作業訓練及び生活指導を行うための、福祉作業所の運営を充実します。
- 精神障害者家族会の活動を支援します。また、共同作業所の運営を補助し、精神障害者の社会参加促進を支援します。



さくらんぼ園



心身障害者福祉作業所 南部よもぎの園

第6節 互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

現況と課題

- ・今後の高齢社会にあって、地域住民の多様な医療ニーズに応えるためには、住民の身近なところで医療を担うかかりつけ医の普及・定着が期待されています。また、いざという時の救急医療については、比較的軽度な救急患者から重篤救急患者までの総合的な医療体制の整備が求められることから、近隣市町村との連携による救急医療体制の維持・向上が期待されています。
- ・今後は介護保険サービス対象者が急速に増加してくることが見込まれ、介護保険料の急騰が懸念されることから、介護予防対策にも十分取り組むことが必要です。

基本方針

- ・地域医療機関については、普段から健康管理や健康づくりについて気軽に相談ができて、軽度な病気について治療をしてもらい、必要な時には適切な専門医や病院を紹介してくれるような、地域密着型の医療機関の整備が期待されていることから、市内の医療機関と十分な連携を図ります。
- ・介護を地域社会全体で支える介護保険制度の適正な運用を進めます。
- ・高齢者等が要介護状態になることをできる限り予防するため、介護予防システムの確立をめざします。



小児初期急病診療所（外観）



（内装）

※小児初期急病診療所

… 健康管理センター内に開設された、15歳までのお子さんを対象とした年中無休の初期急病診療施設。

施策の体系

- (1) 地域の救急医療体制が充実したまちにします。
 - ① 関係機関との連携により地域医療体制の充実に努めます。
 - ② 市民ニーズに対応した救急医療体制を整備します。
- (2) 介護保険サービスの質の高いまちにします。
 - ① 適正な介護保険サービスを推進します。
 - ② 介護保険の情報提供の充実に努めます。
 - ③ 介護保険制度の安定運営に努めます。
 - ④ 介護予防を推進します。
- (3) 適正に国民健康保険・国民年金制度を運用するまちにします。
 - ① 国民健康保険制度の適正な運用に努めます。
 - ② 老人保健制度の適正な運用に努めます。
 - ③ 国民年金制度の適正な運用に努めます。
- (4) 生活困窮者の救済を行うまちにします。
 - ① 生活保護制度の適正な運用に努めます。
 - ② 生活保護の自立支援に関する相談・指導体制の充実に努めます。

施策の説明

(1) 地域の救急医療体制が充実したまちにします。

①関係機関との連携により地域医療体制の充実に努めます。

市民が安心して生活するために、地域医療体制の充実は欠かすことのできないものです。

このため、地域における医療ニーズに応えることができるよう、地元医師会や市内の病院、医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実に努めます。

主な実現方策

- 地域医療体制充実のため、関係医療機関との連携を強化します。



佐倉市健康管理センター

②市民ニーズに対応した救急医療体制を整備します。

救急医療体制に対応するため、小児初期急病診療所の開設や休日夜間急病診療の充実などを行ってきました。

今後もさらに、安定的な救急医療体制の確立に向けて、市民ニーズの把握に努めるとともに、地元医療機関との連携を図り、体制の整備・充実に努めます。

主な実現方策

- 市内医療機関による休日当番医制度、休日夜間急病診療を推進します。
- 小児の急病に対処するため、小児初期急病診療を推進します。

(2) 介護保険サービスの質の高いまちにします。

①適正な介護保険サービスを推進します。

高齢社会に対応するため、介護を社会全体で支える仕組みとして導入された介護保険制度（平成12年4月）の適正な運用に努め、介護保険サービスを推進します。

主な実現方策

- 「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」に基づき、介護保険制度の適正な運用に努めます。
- 認定結果までの日数短縮を図るなど、介護サービス利用までの手続きを円滑に進めます。

②介護保険の情報提供の充実に努めます。

介護サービス利用者に必要な事業者を簡単に検索できるシステム（介護保険事業者情報提供システム）や介護サービスマップ等を整備することにより、利用者に的確な事業者情報が提供できるよう、情報提供の充実に努めます。

主な実現方策

- 介護保険制度の周知啓発に努めます。

③介護保険制度の安定運営に努めます。

介護を必要とする高齢者の増加、介護期間の長期化、重度化などの要因により保険料からの支出だけでなく、市からの繰出金も増加しています。

適正な介護保険料の賦課、徴収率の向上、効率的な事務運営による経費削減等に適切に取り組むことにより、介護保険制度の安定運営に努めます。

主な実現方策

- 介護保険特別会計の安定運営に努めます。
- 被保険者に制度の理解を求め、介護保険料の賦課・徴収業務を推進します。

④介護予防を推進します。

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、要介護状態となっても状態が悪化しないよう、介護予防システムの確立に向けて、各種介護予防の取り組みを実施します。

主な実現方策

- 地域において自立した生活ができるようにするために、介護予防事業及び相談・支援等の包括的支援事業を行います。



介護予防を推進します

(3) 適正に国民健康保険・国民年金制度を運用するまちにします。

①国民健康保険制度の適正な運用に努めます。

国民健康保険は、医療費の高額化、さらには長引く景気の低迷による保険税徴収率の低下などの要因により、年々厳しい財政運営となっています。

徴収率の向上や医療費の適正化に向けた対策などに積極的に取り組み、国民健康保険制度の適正な運営に努めます。

主な実現方策

- 国民健康保険特別会計の安定運営に努めます。
- 被保険者に制度の理解を求め、国民健康保険税の賦課・徴収業務を推進します。

②老人保健制度の適正な運用に努めます。

対象者の加齢や医療技術の進歩・高度化などに伴い、高齢者一人あたりの医療費が増加・高額化しており、老人保健による医療費の総額も増加が続いています。

老人医療費の給付審査や適正化事業などを適切に行い、老人保健制度の適正な運用に努めます。

主な実現方策

- 老人保健特別会計の安定運営に努めます。
- 適正な受給資格審査、及び診療報酬明細書等の内容審査を実施します。

③国民年金制度の適正な運用に努めます。

国民年金は、基礎年金として市民の老後の生活保障として欠かすことができないものですが、未加入者や加入手続き忘れが増加しており、将来の年金制度をおびやかす事態となっています。

運営者である国とも協力して、積極的な制度の普及と適正な制度運用に努めます。

主な実現方策

- 国民年金制度の周知啓発及び適正な運用に努めます。

(4) 生活困窮者の救済を行うまちにします。

①生活保護制度の適正な運用に努めます。

昨今の不景気の影響から低所得者世帯は増加の傾向にあります。また高齢世帯や傷病世帯なども増加していることから、年々生活保護の被保護世帯が増加しています。

今後もこの傾向は続くことが予測されますが、事務の効率化・適正化を図りながら、生活保護制度の適正な運用に努めます。

主な実現方策

- 生活保護の受給要件の的確な把握と、きめ細やかな処遇確保を実施します。
- 被保護者の状況に応じた保護費の支給を適正に実施します。

②生活保護の自立支援に関する相談・指導体制の充実に努めます。

被保護世帯の自立支援を図るために、関係機関との連携を強化して相談・指導体制の充実に努めます。

主な実現方策

- 自立支援のための、相談・指導体制を強化します。